

当社は、「[コーポレートガバナンスに関する基本方針](#)」の中で、資本市場との対話について下記の通り定めております。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、株主との建設的な対話を促進するため、以下の体制を整備する。

- (1) インベスター・リレーションズ（I R）及びシェアホルダー・リレーションズ（S R）担当役員を株主との対話全般に関する統括責任者とする。
- (2) 統括責任者は、株主から個別の対話の申し込みがあった場合は、株主の主な関心事項を確認した上で、合理的な範囲で面談を行う。但し、必要に応じて、統括責任者に代わり、統括責任者以外の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）、I R又はS R担当責任者が面談に臨む場合もある。
- (3) 株主との対話を補助するため、総務部門、財務部門、コーポレートコミュニケーション部門が定期的に会合を持ち、積極的な連携を図る。
- (4) 個別面談以外の対話手段として、定期的にアナリスト向けの決算説明会や適宜経営戦略に関する説明会を実施する。また、当社ホームページにおいて、適時適切な情報開示を行う。
- (5) 定期的に株主構造の把握を行い、株主との対話の促進に努める。対話において把握された株主の意見・懸念については、統括責任者より経営陣に報告する。
- (6) 決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、各四半期の決算期日の翌日から各決算発表日までの一定期間を沈黙期間に設定し、この期間は、原則として決算に関する質問への回答やコメントを差し控える。また、毎年定期的にインサイダー情報に関する社内教育を徹底し、インサイダー情報の漏洩防止に努める。